

豊中市

民間駐輪場整備助成事業について

■事業の目的

駅周辺の空き地や空き店舗を活用した民間による利便性の高い駐輪場整備を促進するため、その経費の一部を助成するものです。

■対象（新設又は増設する民間の駐輪場）

- ・ 自転車、原動機付自転車、自動二輪車を収容するもの。（自動二輪車のみは不可）
- ・ 自転車等の放置禁止区域内及び当該区域に出入口が接する場所にあること。
- ・ 収容台数が10台以上であること。
- ・ 3年以上継続して運営すること。
- ・ 不特定多数が利用できること。
- ・ 豊中市自転車駐車場設置要綱に定める付置義務台数分以上のもの。

■助成額

「駐輪場設置のための土地取得費及び解体費を除く建設費並びに駐輪器具整備費の合計額」又は「標準整備費（6万円/台）により算出した額」のいずれか低い額の 1/2 を助成します。助成額は、1件につき上限100万円です。

■助成申込

工事着手前に助成金交付申込書を提出してください。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。（「豊中市民間駐輪場整備助成事業」で検索）

豊中市都市基盤部交通政策課

TEL：06-6858-2882

E-mail：koutsuuanzen@city.toyonaka.osaka.jp

